

調整控除

調整控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合、所得税と個人住民税の人的控除額の差額による負担増を調整するため、算出税額から控除されます。
	合計課税所得金額が200万円以下の方 次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額 ①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額
	合計課税所得金額が200万円超の方 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額 ※2,500円未満の場合は、2,500円 ①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

税額控除

配当控除	国内株式等の配当について、総合課税を選択して適用される税額控除 算出された所得割額から差し引きます。																																	
	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">種類</td> <td colspan="2">課税所得金額</td> <td colspan="2">1,000万円以下の部分</td> <td colspan="2">1,000万円超の部分</td> </tr> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> <td>市民税</td> <td>県民税</td> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>利益の配当等</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外貨建等以外の証券投資信託</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外貨建等証券投資信託</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.2%</td> <td>0.15%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分		市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%			外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%			外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	
種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分																													
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税																												
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																														
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																														
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																														
寄附金税額控除	<p>前年中に寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合、調整控除適用後の所得割の額から、一定の算式で計算した金額を控除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山形県共同募金会、日本赤十字山形支部、県または市の条例で指定された寄附金（「寄附額」または「総所得金額等×30%」のいずれか少ない金額-2,000円）×10% ●総務大臣が指定した地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税制度） <p>上記金額と、下記で計算した金額の合計額 （寄附額-2,000円）×[90%-(所得税の限界税率×1.021)]※ただし、市民税・県民税所得割×20%が限度</p>																																	
住宅借入金等特別税額控除	所得税で住宅借入金等特別控除が適用され、かつ所得税から控除しきれなかった額がある場合、住民税から控除されます。ただし、所得税が非課税であり、そのため所得税で控除が適用とならなかった場合は、住民税でも適用されません。																																	
配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除	<p>あなたが所得割の納税義務者で、前年において配当割又は株式譲渡所得割を課された場合に、確定申告書にこれらに関する必要事項を記載した場合、当該配当割額又は株式等譲渡所得割額を所得割の額から控除します。</p> <p>控除額全体に対し市民税3/5、県民税2/5の割合で控除 控除しきれなかった分は、住民税及び森林環境税に充当又は委託納付されます。 充当等しきれなかった金額がある場合は還付します。</p>																																	